

こどもの安心・安全対策支援事業補助金（障害福祉課）Q&A

1 送迎車両を運行していない事業所でも補助は申請できるか。

(答)

申請できる。

2 既存のシステムの改修費は補助の対象経費に含まれるか。

(答)

含まれない。なお、既存のシステムに新たな機能として付加する場合は、見守りや登降園に関するシステムの経費がそれ以外と分別できる場合に限って、補助の対象にできることがある。

3 既存の機器（パソコン等）の買い替えは補助の対象経費に含まれるか。

(答)

含まれない。なお、システムを導入するために必要な周辺機器（パソコン、児童等に配布するICカード、無線LAN等）については、補助の対象にできることがある。

4 システムの保守料、リース料、通信費、保証料等は補助の対象経費に含まれるか。

(答)

含まれない。維持管理費（いわゆるランニングコスト）は、補助の対象経費に含まれない。

5 システムの導入に当たって実施する職員向けの研修等に係る費用は補助の対象経費に含まれるか。

(答)

システムの導入に必要な経費であることが明らかな場合、補助の対象経費に含むことができる。

6 子供の見守りを支援するシステムと登降園を管理するシステムが一体となっている場合、どのように申請したらよいか。

(答)

項目（金額）毎に機能（目的）に着目し、それぞれのシステムとして分別することでできれば、それぞれ申請することが可能。分別することができない場合は、どちらか一方で申請することが可能。

7 児童等の安全確保に向けた取組の強化とは関係しない経費が含まれている場合、補助の対象となるか。

(答)

児童等の安全確保に向けた取組の強化とそれ以外を分別することができなければ、補助の対象にならない。

8 ICTを活用した見守り支援について、具体的な対象機種や機器の一覧があるか。

(答)

具体的な対象機種や機器の一覧はない。国の実施要綱によると、「対象となる機器については、GPSやBLE^(※)により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器とする」とされており、要件に合致した機器を選定すること。

(※) Bluetooth Low Energy

9 防犯カメラの導入を検討しているが、こどもの見守り支援又は登降園管理システムのどちらで申請すべきか。

(答)

申請者において防犯カメラ設置（使用）の目的を整理し、適切な方で申請すること。

10 既存システムの機能に登降園管理機能が含まれているが、周辺機器（タブレットやパソコン等）の不足で機能を活用できていない場合、周辺機器（タブレットやパソコン等）のみ申請することができるか。

(答)

システムを導入するために必要な周辺機器（パソコン、児童等に配布するICカード、無線LAN等）については補助の対象になるが、今回のご質問では、システムの導入に必要な経費と言えない（システムは既に導入されている）ため、申請することができない。

11 「送迎用バスへの安全装置の設置」は補助の対象に含まれるか。

(答)

含まれない。なお、送迎用バスの改修支援事業（安全装置の設置等）については、令和5年度で終了している。

12 カメラ（固定型カメラ、アクションカメラ等）の導入にあたり、留意する点はあるか。

(答)

カメラによる映像の記録に当たっては、

- ・カメラ設置の趣旨・目的等について、保護者及び利用者の同意を得ておくこと
- ・プライバシー保護に配慮した記録後の映像保管体制の構築
- ・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること
- ・来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること

を行うことが望ましい。（補助の要件ではない。）